



平成 20 年 5 月 22 日

各 位

会社名 株式会社 ヨ コ オ
代表者名 代表取締役兼執行役員社長 徳 間 孝 之
(コード番号 6800 東証第 1 部)
問合せ先 執行役員 管理本部長 横 尾 健 司
(TEL 03-3916-3111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 22 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 20 年 6 月 27 日開催予定の第 70 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、平成 19 年 8 月 6 日開催の取締役会において、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」について決議するとともに、平成 20 年 6 月開催の当社定時株主総会において承認可決されることを条件として「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の導入について決定いたしました。

今般の定款一部変更は、かかる買収防衛策の導入・改定・廃止等に関する事項を株主総会における決議事項として明確に規定するため、関連規定を追加するものであります。

2. 定款変更の内容 別紙「現行定款・変更案対比表」をご参照願います。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 20 年 6 月 27 日（金）

定款変更の効力発生日 平成 20 年 6 月 27 日（金）

※上記買収防衛策の詳細につきましては、平成 19 年 8 月 6 日公表「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について」をご参照願います。

(当社ホームページ「IR ニュースリリース」<http://www.yokowo.co.jp/ir/release/2007.shtml>)

以 上

【別紙】 現行定款・変更案対比表

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (新 設)</p> <p>第19条～第43条 (条文省略)</p> | <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>(決議事項)</u></p> <p><u>第19条 「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防ぐための対応策(以下「買収防衛策」という。)の導入、継続および改定については、株主総会の決議により行う。</u></p> <p>② <u>前項の買収防衛策の廃止は、株主総会または取締役会の決議により行う。</u></p> <p>③ <u>前2項の株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第20条～第44条 (現行どおり)</p> |